



NEWS LETTER

今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが多くなる時期ですが、皆様、然るべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

3
2019



過度な返礼品の自治体への
寄附は対象外に！
ふるさと納税は見直しへ

早めの着手が求められる
同一労働同一賃金への対応
都道府県別にみる中小企業の数
Windows7のサポートが
2020年1月に終了します

過度な返礼品の自治体への寄附は対象外に! ふるさと納税は見直しへ

昨年閣議決定された「平成31年度税制改正の大綱」では、指定を受けた自治体以外への寄附は、ふるさと納税制度の対象外となる見直しが盛り込まれています。この指定を受けるには一定の基準を満たす必要があり、特に返戻品を送付する自治体は、①返礼割合は3割以下、②返礼品は地場産品、の要件が求められることとなります。

■ ふるさと納税制度と利用の推移

ふるさと納税は、自分の育った地域や応援したい地域に税制を通じて貢献することにより、地方と都市との税収格差を解消しようと平成20年度に導入された寄附金制度です。自治体への寄附金のうち、2,000円を超える金額のうち一定額まで、所得税や住民税から控除を受けることができます。

ふるさと納税制度のイメージ



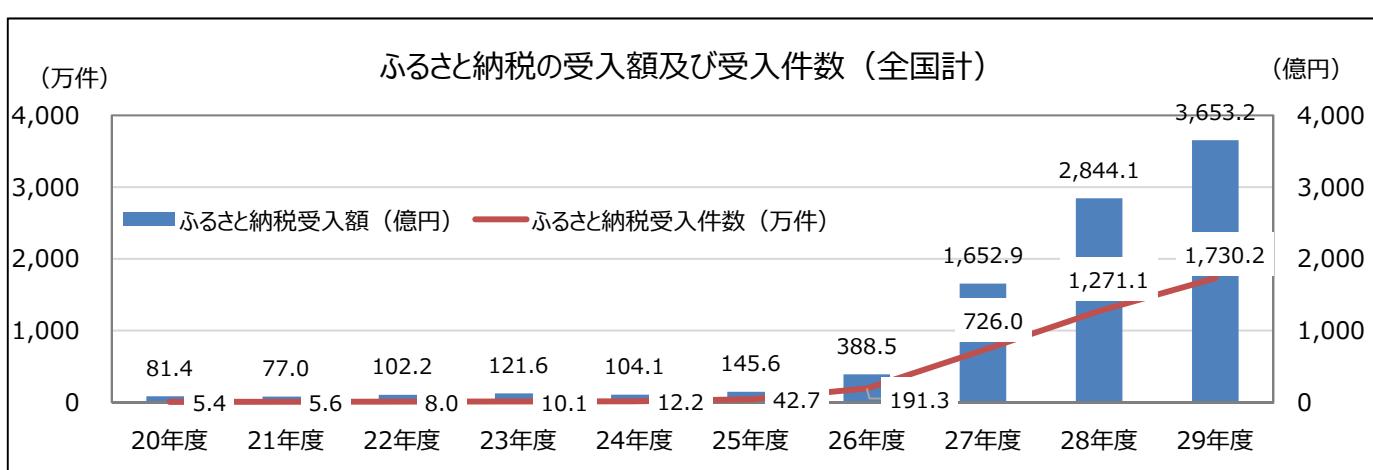
総務省ふるさと納税ポータルサイト「ふるさと納税の概要」より作成

これまで自治体がふるさと納税として受け入れた額と件数をまとめたものが下のグラフです。ここでは、東日本大震災に係る義援金等は除かれていますので、ご注意ください。

■ 過熱する返礼品競争

平成27年度から受入額と受入件数が大幅に増えています。これは、自治体が返礼品の充実に力を入れ始めたことが大きな要因です。また、返戻品の選択を目的としたふるさと納税専用サイトの充実や決済方法の整備など、利用しやすい環境が整えられたのも一因と考えられています。これに報道や確定申告が不要となる税制面での後押し等も手伝い、認知や定着が図られ、年々増加しています。

特に返戻品の充実は過熱の一途をたどり、いつしかふるさと納税は本来の趣旨を離れ、返礼品や返戻割合で選ばれる傾向となりました。こうした歪んだ状況を是正するため、総務省は何度も「返礼割合は3割以下」、「返礼品は地場産品」とするよう通知を出しましたが、次ページのとおり、平成30年12月27日公表の総務省による調査結果では、52団体が実質返礼割合が3割を超え、100団体が地場産品以外の返礼品送付を行っています。



総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（平成29年実績）」より



返礼割合実質3割超の返礼品を送付している52団体

北海道	森町、八雲町、愛別町、羅臼町
宮城県	多賀城市
秋田県	横手市
茨城県	つくばみらい市
群馬県	富岡市
東京都	奥多摩町
新潟県	三条市、加茂市、阿賀町
石川県	志賀町
長野県	小谷村
岐阜県	養老町
静岡県	下田市、南伊豆町、小山町
愛知県	幸田町
滋賀県	湖南市
京都府	亀岡市、宇治市
大阪府	岸和田市、泉佐野市、河内長野市、箕面市
兵庫県	市川町、上郡町
和歌山県	御坊市、高野町
広島県	安芸太田町
山口県	柳井市
徳島県	佐那河内村
香川県	多度津町、直島町
福岡県	直方市、中間市、添田町、大刀洗町、川崎町、赤村、福智町、上毛町
佐賀県	小城市、みやき町
長崎県	松浦市
熊本県	玉東町
大分県	竹田市
宮崎県	川南町
鹿児島県	枕崎市、南さつま市
沖縄県	多良間村

※赤字の団体は、12月20日～25日にかけて都道府県を通じて各市町村に対して調査した結果、地方団体自らが経費負担を行い、期間限定で追加的なポイントを付与することにより、実質的に返礼割合が3割を超えることが判明した団体（計30団体）

※下線の団体は、「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況についての調査結果」（平成30年11月1日時点）に掲載されておらず、今回新たに追加された団体（計27団体）

地場産品以外の返礼品を送付している100団体

北海道	森町、八雲町、愛別町、羅臼町
宮城県	多賀城市
山形県	大石田町
福島県	中島村
群馬県	富岡市、甘楽町、千代田町
埼玉県	新座市、八潮市
東京都	中野区、立川市、国分寺市、武蔵村山市
新潟県	三条市、阿賀町
石川県	羽咋市
長野県	諏訪市、塩尻市、辰野町、壳木村、小谷村
岐阜県	美濃加茂市、可児市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、輪之内町、七宗町、東白川村
静岡県	湖西市、下田市、南伊豆町
愛知県	岡崎市、春日井市、蒲郡市、小牧市、清須市、豊山町、扶桑町、蟹江町、東浦町、幸田町
滋賀県	湖南市
京都府	亀岡市
大阪府	堺市、高槻市、守口市、茨木市、泉佐野市、河内長野市、松原市、柏原市、交野市、千早赤阪村
兵庫県	市川町、上郡町
奈良県	生駒市、川西町、高取町
和歌山県	御坊市、高野町
島根県	浜田市、飯南町
広島県	安芸太田町
山口県	柳井市、周防大島町
徳島県	鳴門市、佐那河内村
香川県	丸亀市、琴平町、多度津町
愛媛県	新居浜市、鬼北町
高知県	奈半利町
福岡県	飯塚市、行橋市、大刀洗町、川崎町、福智町、上毛町
佐賀県	武雄市、上峰町、みやき町
長崎県	松浦市
熊本県	玉東町
大分県	竹田市、玖珠町
宮崎県	新富町、川南町
鹿児島県	枕崎市、東串良町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、多良間村

※赤字の団体は、12月20日～25日にかけて都道府県を通じて各市町村に対して調査した結果、地方団体自らが経費負担を行い、期間限定で追加的なポイントを付与することにより、地場産品以外の返礼品を送付していることが判明した団体（計31団体）

※下線の団体は、「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況についての調査結果」（平成30年11月1日時点）に掲載されておらず、今回新たに追加された団体（計27団体）

出典：総務省「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況について（平成30年12月27日公表）」

ふるさと納税の適正化

改正後は指定の他、指定の取り消しもできるため、自治体は指定を受けた後も、一定の基準を遵守し続ける必要があります。特に上記の自治体が指定を受けるには、冒頭の要件を満たすための見直しが求められます。返戻品や返戻割合がどう変化するのか、ご注目ください。

なお、この取扱いは、平成31年6月1日以後に支出された寄附金から適用される予定です。

早めの着手が求められる 同一労働同一賃金への対応

働き方改革関連法は2019年4月より、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化といった労働時間規制が先行して施行されますが、その後、大企業は2020年4月から、中小企業は2021年4月から施行される同一労働同一賃金への対応も重要となります。その同一労働同一賃金の内容についてみていきましょう。

同一労働同一賃金の背景

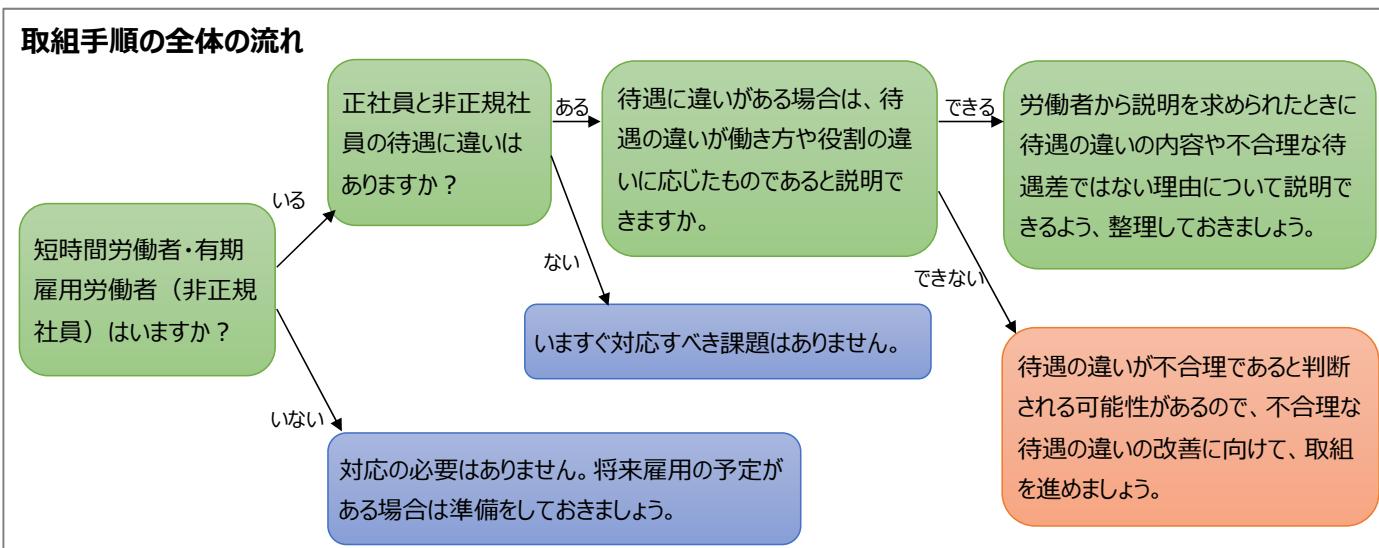
これまででは、正社員が事業の中心となる業務を担当し、一時的な繁忙時の対応や補助的な業務をパートタイマー等の非正規社員が行うといった役割分担により、日本の雇用制度は成り立っていました。一方で、優秀な非正規社員が業務の幅を広げ、正社員の職務の一部を担うようになり、人件費が相対的に低いまま非正規社員に業務を任せる企業が増加したことにより、正社員と非正規社員の賃金を始めとする待遇の差が生まれてきました。

そこで、同一企業内における正社員と非正規社員との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得

して働き続けられるようにし、多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることを目的に、働き方改革関連法で同一労働同一賃金が規定されました。

同一労働同一賃金への取組手順

正社員や非正規社員の職務内容等は、企業ごとに定められており、その待遇の差も様々です。そのため、同一労働同一賃金へ向けた対応は企業ごとに異なります。東京労働局が企業向けに開催した説明会の資料によると、取組手順の全体の流れを下図のように示しています。まずは自社の状況を分析することから、始めていきましょう。



以前から示されていた「同一労働同一賃金ガイドライン（案）」が、厚生労働省で審議を経て、2018年12月28日に「同一労働同一賃金ガイドライン」として公開されました。自社を分析し、取組が必要と判断したときは、このガイドラインに従って企業ごとに対応を進めていく必要があります。



都道府県別にみる中小企業の数

国内企業の数は減少を続けています。ここでは、2018年12月に発表された資料※などから、都道府県別に中小企業等の増減をみていきます。

■ 減少を続ける中小企業等の数

中小企業庁の発表によると、2016年の中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等）の数は357.8万者で、2014年に比べて6.1%減少しました。なお2014年の時点でも、2012年に比べて1.1%の減少となっています。

■ 全都道府県で減少

2016年の都道府県別の中小企業等の数と2014年からの増減をまとめると、下表のとお

りです。中小企業等の数は東京都と大阪府、愛知県で20万者を超えてます。増減率をみると、中小企業等と小規模事業者とともに、すべての都道府県で減少していることがわかります。

後継者不在や人手不足、売上の減少など、課題を抱える中小企業は少なくないでしょう。新年度をむかえるこの時期から、中小企業向けに補助金や税制などの新しい施策も始まります。自社に役立ちそうな施策があれば、積極的に活用されてはいかがでしょうか。

2016年の中小企業等の数と2014年からの増減率（者、%）

	中小企業等	増減率	うち小規模事業者	増減率		中小企業等	増減率	うち小規模事業者	増減率
総計	3,578,176	-6.1	3,048,390	-6.3	三重県	51,486	-6.1	44,188	-6.5
北海道	141,386	-6.4	120,299	-6.5	滋賀県	34,608	-5.2	29,578	-5.3
青森県	39,824	-4.9	34,417	-5.2	京都府	79,023	-6.7	68,022	-6.9
岩手県	37,235	-3.7	32,022	-3.7	大阪府	270,874	-7.5	227,963	-7.7
宮城県	59,314	-3.8	50,049	-4.0	兵庫県	144,748	-6.4	122,808	-7.0
秋田県	33,096	-5.7	28,833	-6.0	奈良県	31,526	-5.3	27,128	-5.6
山形県	38,726	-5.3	33,879	-5.7	和歌山県	34,367	-5.2	30,242	-5.8
福島県	58,639	-4.8	50,943	-4.9	鳥取県	16,059	-6.2	13,690	-6.9
茨城県	79,443	-5.7	69,352	-5.9	島根県	22,167	-5.8	19,260	-6.1
栃木県	60,058	-5.4	52,610	-5.6	岡山県	52,368	-5.2	44,595	-5.1
群馬県	64,907	-5.6	56,623	-6.0	広島県	82,962	-5.1	70,693	-5.2
埼玉県	161,341	-6.3	139,968	-6.5	山口県	38,933	-5.0	33,187	-5.4
千葉県	120,789	-6.3	103,338	-6.4	徳島県	25,345	-5.8	22,333	-6.2
東京都	413,408	-7.7	336,759	-7.6	香川県	30,883	-5.7	26,628	-6.1
神奈川県	187,428	-6.3	158,796	-6.3	愛媛県	43,500	-5.2	37,666	-5.9
新潟県	76,136	-5.4	66,191	-5.8	高知県	24,997	-5.2	22,054	-5.5
富山県	34,613	-5.7	29,571	-6.1	福岡県	135,052	-5.6	112,884	-5.7
石川県	40,430	-5.6	35,032	-5.8	佐賀県	24,423	-4.3	20,817	-4.6
福井県	29,210	-4.6	25,413	-4.9	長崎県	41,793	-4.5	36,201	-4.4
山梨県	30,677	-5.6	27,179	-6.0	熊本県	47,815	-9.3	40,955	-9.6
長野県	73,189	-5.4	64,708	-5.7	大分県	34,711	-5.4	29,853	-5.5
岐阜県	70,731	-5.0	61,315	-5.3	宮崎県	34,819	-5.7	30,141	-6.0
静岡県	119,807	-6.0	103,900	-6.4	鹿児島県	49,915	-5.3	43,624	-5.5
愛知県	208,310	-5.6	172,235	-6.3	沖縄県	47,105	-4.2	40,448	-4.3

中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数」より作成

※中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数」

中小企業の定義は次のとおりです。製造業、建設業、運輸業その他の業種は資本金3億円以下又は常用雇用者規模300人以下（ゴム製品製造業は、常用雇用者規模900人以下）。卸売業は資本金1億円以下又は常用雇用者規模100人以下。サービス業は資本金5000万円以下又は常用雇用者規模100人以下（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業は、資本金3億円以下又は常用雇用者規模300人以下、旅館・ホテル業は、常用雇用者規模200人以下）。小売業は資本金5000万円以下又は常用雇用者規模50人以下。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyoct/index.htm

Windows7のサポートが 2020年1月に終了します

マイクロソフトによるWindows7のサポートが、2020年1月14日に終了します。Windows7を利用している企業では、今年中に対応が必要になります。

■マイクロソフトによるサポートの終了

安定性や完成度が高く、一時期は会社や個人のパソコンのほとんどで利用され、Windows8がリリースされても、その地位は揺るがないほどであったWindows7ですが、ついにマイクロソフトによるサポートが終了します。

現在のシェアは、Windows10が約60%、Windows7が約30%で、まだまだ現役で活用されています。サポート終了まで残り1年をきっていますので、まだWindows7を利用している企業は、ぜひ変更を検討しましょう。

■サポートが終了すると困ること

マイクロソフトのサポートが終了すると、Windows7にセキュリティの問題が発見されても、修正プログラムを提供してもらえなくなります。

セキュリティの問題がある状態で放置すれば、悪意を持った攻撃者がその問題点を突き、パスワードやクレジットカード情報などのぞき見だけでなく、パソコンに攻撃用のウイルスを仕込まれ、間接的に犯罪に巻き込まれる可能性もあります。

また、マイクロソフト製ではないソフトウェアも、Windows7への対応を終了するため利用できなくなり、業務に支障が出るでしょう。

◆Windows7をお使いの企業の皆様へ今すぐお伝えしたい大切なお話

https://www.microsoft.com/ja-jp/business/windows/windows7_migration-windows7users.aspx

◆ご存じですか？ OSにはサポート期限があります！

<https://www.microsoft.com/ja-jp/atlife/article/windows10-portal/eos.aspx>

■Windows10への切替

業務での利用であれば、Windows7からの切替候補は一択で、Windows10です。また、パソコンの買い替えがもっともスムーズです。

Windows10へ無償アップグレードする方法もまだ残っているようですが、Windows10では、パソコン自体に高い性能が求められるため、安定した状態で利用するためには、買い替えをお勧めします。

Windows10は、毎年春と秋に大型のアップデートが行われていますので、これにより、高いセキュリティが保たれ、安定性と高速な動きが維持されます。また、ほとんどのソフトウェアはWindows10に対応しています。

Windows7パソコンを業務で使っているなら、必ず対応が必要になります。

マイクロソフトではWindows7利用者向けに末尾のページを公開し、Windows10への移行を呼びかけています。Windows7をご利用の企業は、こちらの情報も確認いただくとよいでしょう。



今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にあっては、年度最終時期です。それのないように処理をしましょう。

2019年3月

お仕事備忘録

1. 国外財産調書の提出

2. 財産債務調書の提出

3. 確定申告の税額の延納の届出書

4. 個人の青色申告の承認申請

5. 所得税の更正の請求

6. 新年度の36協定の締結

1. 国外財産調書の提出

居住者（非永住者以外の居住者に限られます）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。

2. 財産債務調書の提出

平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること”が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日です。

3. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。

ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。

4. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

5. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合については、その申告期限（3月15日）から5年以内に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

6. 新年度の36協定の締結

従業員に法定労働時間を超えて労働させたり、休日労働をさせるためには、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。年度単位で締結している企業も多くあるので、その協定期間を確認し、更新時期にあたる場合には忘れずに協定の締結と届出を行いましょう。

なお、2019年4月の改正労働基準法の施行にともない、36協定の様式が一部変更となり2019年4月以後（中小企業は2020年4月以後）の期間のみを定めたときには、新様式を利用することになります。



2019.3

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社の準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	金	先勝	
2	土	友引	
3	日	先負	
4	月	仏滅	
5	火	大安	
6	水	赤口啓蟄	
7	木	友引	
8	金	先負	
9	土	仏滅	
10	日	大安	
11	月	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（2月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
12	火	先勝	
13	水	友引	
14	木	先負	
15	金	仏滅	●確定申告の提出期限（所得税、住民税）、所得税納付期限（現金納付） ●国外財産調書・財産債務調書の提出期限 ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く） ●贈与税の申告の提出・納付期限
16	土	大安	
17	日	赤口	
18	月	先勝	
19	火	友引	
20	水	先負	
21	木	仏滅	春分の日 春分
22	金	大安	
23	土	赤口	
24	日	先勝	
25	月	友引	
26	火	先負	
27	水	仏滅	
28	木	大安	
29	金	赤口	
30	土	先勝	
31	日	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（2月分）（4月1日期限） ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限（現金納付）（4月1日期限） ●有害物ばく露作業報告書の提出（4月1日期限）